

岩国市監査告示第 11 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 4 項の規定による監査を実施し、同条第 9 項の規定により監査の結果に関する報告を決定したので、次のとおり公表します。

令和 3 年 11 月 26 日

岩国市監査委員 平 井 健 司

岩国市監査委員 品 川 充 洋

岩国市監査委員 姫 野 敦 子

令和３年度第３回定期監査結果

1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 4 項の規定による監査

2 監査の対象

由宇総合支所 地域振興課・市民福祉課・農林建設課

周東総合支所 地域振興課・市民福祉課・農林課・建設課・玖珂支所

錦総合支所 地域振興課・市民福祉課・農林建設課・美川支所

美和総合支所 地域振興課・市民福祉課・農林建設課・本郷支所

文化振興課 由宇分室・周東分室・錦分室・美和分室

スポーツ推進課 由宇分室・周東分室・錦分室・美和分室

教育委員会 由宇支所・周東支所・錦支所・美和支所（公民館を含む）
玖珂幼稚園・由宇小学校・由西小学校・神東小学校・玖珂
小学校・本郷小学校・そお小学校・高森小学校・川上小学
校・米川小学校・修成小学校・周北小学校・錦清流小学校・
宇佐川小学校・美川小学校・美和東小学校・美和西小学校・
由宇中学校・玖珂中学校・本郷中学校・周東中学校・錦中
学校・美和中学校

農業委員会事務局 由宇支所・周東支所・錦支所・美和支所

3 監査の実施期間

令和３年 10 月 12 日から同年 11 月 9 日まで

4 監査委員の交代

監査委員のうち、令和３年 11 月 16 日付けで、片山原司委員が姫野敦子委員に交代した。

5 監査の着眼点及び実施内容

監査に当たっては、岩国市監査基準に準拠し、財務に関する事務の執行が

法令の趣旨に沿って適正かつ効率的、合理的に行われたかを着眼点として、主として令和３年度の財務に関する事務（予算の執行、収入、支出、契約、現金等の出納と保管、財産管理等の事務）の執行について、事前に関係部局から必要な資料の提出を求め、監査当日に関係職員から説明聴取などを行うことにより実施した。

6 監査の結果

以上のとおり監査した限りにおいて、令和３年度の財務等に関する事務事業の執行処理状況については、関係法令等に基づいて、おおむね適正かつ効率的、合理的に行われていると認めた。